

[事案 24-26] 更新契約無効確認請求

・平成 24 年 10 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

加入後、増額及び自動更新された医療保険について、増額、更新に同意していないとして、増額・更新後の払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 8 月に加入した医療保険について、平成 13 年 6 月に保険料が増額され、平成 22 年 9 月には自動更新となり保険料が増額されていた。保険会社から更新予定案内は受け取っておらず、増額にも更新にも同意していない。増額・更新を知っていれば、平成 13 年 6 月に解約していたので、以後支払った保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 本契約は、平成 12 年 8 月に、保険料は 9,864 円で締結されているが、平成 13 年 3 月に、申立人が短期入院特約の中途付加の申込みをしたことにより、保険料は合計で 9,984 円に増額となったものである。
- (2) その後、平成 22 年 8 月に自動更新され、保険料は 1 万 8,119 円になった。
- (3) 更新案内は普通郵便で送付しており、返送された記録はない。
- (4) 更新後の完了通知も、普通郵便により送付しており、返送された記録はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は、いわゆる附合契約で、約款に従って契約内容が定められ、取扱いがなされる。本契約の約款には、「この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者から保険期間満了の日の 2 週間前までに…保険契約を継続しない旨の通知がなく、かつ、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合には、保険期間満了日の翌日に保険契約は自動的に更新され継続されるものとします」と規定されており、更新後の保険料の変更について「更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します」と規定していることから、申立人がこの規定を認識していなかったとしても、申立人が保険会社に本契約を継続しない旨の通知をしない限り、契約は更新され継続し、年齢によって保険料が変更されることになる。
- (2) もっとも保険会社としては、更新に関する手続には不案内な契約者に対し、更新に関する手続の便宜を図る配慮が必要といえるが、保険会社は、更新前に更新予定案内を送付し、更新後の契約内容と保険料を知らせるとともに、更新を希望しない場合には、更新停止届の返送が必要である旨の通知をしている。また、自動更新となった場合に

は、契約内容と保険料が記載された通知を普通郵便にて送付している。

- (3) 保険会社においては、データに基づき一律に更新予定案内を送付する対応をしており、現在の郵便事情においては、発送された郵便物が返送されない場合には、特段の事情がない限り、発送先に到達していると考えられ、更新予定案内は、申立人に到達していると推認できる。
- (4) また、平成13年の増額は、申立人の意思にもとづいていることは明らかであり、この点に関して申立人の主張は認められない。
- (5) 以上により、本契約の自動更新及び保険料の増額は約款に従ってなされたものといえるので、保険料返還の申立人の請求を認めることはできない。